

○警察安全相談員運用要綱の制定について（例規通達）

平成14年2月22日

例規（広）第5号

警察安全相談員の運用については、別添のとおり「警察安全相談員運用要綱」を制定し、平成14年4月1日から実施することとしたので、遺漏のないようにされたい。

別添

警察安全相談員運用要綱

第1 制定の趣旨

この要綱は、警察安全相談員（以下「相談員」という。）の運用を適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

第2 相談員の責務

相談員は、相談を真しに受け止め、助言、指導等を行うことにより、犯罪等による被害の未然防止その他県民の安全と平穩の確保に資することをその責務とする。また、相談員は、常に人格識見の向上と職務の遂行に必要な知識及び技術の修得に努めるものとする。

第3 相談員の任命

警察本部長は、警察活動について知識及び経験を有する者、又はその能力がこれに準ずると認める者であって、次に掲げる要件を満たしているもののうちから、相談員を任命する。

- (1) 人格及び行動について社会的信望を有すること。
- (2) 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
- (3) 健康で活動力があること。

第4 相談員の活動

相談員は、警察本部又は警察署において、犯罪等による被害の未然防止に関する相談その他県民の安全と平穩に係る相談（以下「警察安全相談」という。）に関して、次に掲げる活動を行う。

- (1) 警察安全相談の受理及びその解決のための助言、指導等に関すること。
- (2) 警察安全相談の取扱状況の統計に関すること。
- (3) 警察安全相談の広報に関すること。
- (4) その他警察安全相談に関し、警察本部長等が必要と認めるもの。

第5 活動上の遵守事項

相談員は、その活動を行うに当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。
- (2) 関係者の正当な権利及び自由を害することのないように留意すること。
- (3) その地位を政党又は政治的目的のために利用しないこと。

第6 身分証明書

- 1 相談員は、その職務を行うに当たっては、その身分を示す証明書を携帯し、相談者等から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 前項に規定する証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

第7 指導教養

警察本部長等は、当該相談員に対し、その職務に関し必要な知識及び技術にいて指導教養を行うものとする。

第8 指揮監督等

相談員は、その活動を行うに当たっては、その所属の長の指揮監督を受けるものとする。

第9 警察官等との連携

相談員は、その活動を行うに当たっては、警察官その他の相談員以外の警察職員と緊密な連携を保つものとする。

第10 その他

警察安全相談員の任免方法等については、「非常勤嘱託職員取扱要綱」（昭和52年4月26日付け警発第252号）の規定によるものとする。

別記様式

(表)

No.	警察安全相談員証
写 真	氏 名
	(年 月 日生)
	年 月 日 山形県警察本部長 印

8.5

6.5

※ 写真規格 縦30mm×横20mm

(裏)

警察安全相談員証の取扱上の注意
1 警察安全相談員は、その職務を行うに当たっては、本相談員証を携帯し、相談者等から請求があったときは、これを提示しなければならない。
2 警察安全相談員は、本相談員証をその業務以外に使用してはならない。
3 警察安全相談員は、解任されたとき、本相談員証を返納しなければならない。

備考

図示の長さの単位は、センチメートルとすること。

別記様式